

各農業共済組合並びに
組合員・農家の皆様へ

「新潟県農業共済組合連合会の国債売買損失問題」
に係る損害賠償請求訴訟（控訴審）の結果報告について

日ごろより農業共済事業の運営につきましては、格別のご高配とご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会における平成13年度から同18年度までの間の国債売買損失問題につきましては、組合員・農家及び関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたこと、ここに改めてお詫び申し上げます。

本会では、本会と利害関係のない有識者による検証委員会（弁護士2人、公認会計士2人）の検証結果に基づき、当時の連合会長等に対し損害賠償請求訴訟を行ってまいりました。

新潟地方裁判所における一審の判決結果、並びにその後の対応として、東京高等裁判所へ控訴を提起したことにつきましては、本会ホームページにてお知らせしてまいりました。

このたび、東京高等裁判所において判決が言い渡され、一審の判決と同様、本会の請求を棄却する旨の判決結果となりましたので、ここにご報告いたします。

本会の主張が認められず、誠に残念ではありますが、裁判制度の趣旨目的に鑑み、司法の判断が出されたことで、一定の結論を得たものと考えております。

今後とも、ガバナンス及びコンプライアンス態勢の強化を図り、適正な業務運営に努めてまいり所存でありますので、何とぞ特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年8月22日

新潟県農業共済組合連合会

会長理事 五十嵐 孝